青葉台二丁目町会 会則

青葉台二丁目町会会則

(名 称)

第1条 本会は青葉台二丁目町会(以下「町会」という)と称する。

(会 員)

第2条 町会の会員は青葉台二丁目居住者とする。

(目的)

- 第3条 1) 会員相互の連絡と親睦を図り、共有の利益と権利を守り、町会の発展と会員の福祉増進に寄与することを目的とする。
 - 2) 町会を個人または企業の利益、あるいは政治目的に利用してはならない。

(連絡先)

第4条 町会の連絡先は会長宅とし、この会の所在地は会計宅におく。

(班)

第5条 町会の運営を円滑に行うため、町会を班に区分する。

(団体への加入)

第6条 町会は次の団体に加入する。

- 1) 姉崎地区町会連合会
- 2) 青葉台町会協議会
- 3) その他町会の目的遂行のため必要と認められる団体

(役員と顧問)

第7条 1、町会の役員は次による。

1) 会長 1名

2) 副会長 4名以内(福祉担当1名)

3) 会計1名4) 会計監査2名

5) 班長 各班1名

- 2、必要に応じて若干名の顧問を置くことができる。
- 3、必要に応じて役員以外に若干名の協力委員を置くことができる。

(役員の選出と決定)

第8条 役員は次の各項にもとづいて選出し決定する。

- 1) 会長、副会長、会計となる役員(以下「三役」という)は年度初めに 開催される役員会で決定する。
- 2) 班長は班員間の輪番制により選出し決定する。

- 3) 会計監査の2名は班長から選出し決定する。
- 4) 町会業務を円滑に運営するため、前期三役を顧問に委嘱することが出来る。

(役員の任期)

- 第9条 1、役員の任期は次の通りとする。
 - 1) 会長、副会長および会計は2年、他の役員は1年を1期とし、4月1日から翌年3月31日までを任期とする。

この場合、下記を任期の限度とする。

- ア、会長、会計は連続2期(4年)
- イ、副会長は連続4期(8年)
- ウ、 顧問、班長、協力委員は連続2期 (2年)
- 2) 町会業務の優先を目的に、上に定めた役員の任期限度の特例を、 次に認める。
 - 1、役員改選時に後任役員の選出が遅延する場合、後継役員が選出 されるまでの期間を任期とする。この場合は、町会役員会による再任の 承認、および前任者の承諾を必要とする。
 - 2、上記において後継役員の就任が決定した場合は後任役員の任期は 残任期間とする。
- 2、 欠員が生じた場合はすみやかに補充する。
- 3、在任中、町会組織を通じ、他の役職に選任されている場合は、原則として町会役員の任期終了とともに、新役員に当該役職の任期を引き継ぐものとする。

(役員の任務)

第10条 役員の任務は次とする。

- 1) 会長は町会を代表し会を総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合は会長の職務を代行する。
- 3) 副会長の1名を福祉担当とする。
 - 1. 福祉担当は、災害時要支援者、支援者、見守り支援制度の申し込みの抜け落ち等が無いかを確認、書類の書き換え等を確実に行う。
 - 2. 会長を補佐し、次期役員に確実に引く継ぐことを目的とする。
 - 3. 居住調査表の内容を確認する事が出来る。
 - 4. 班長に上記申し込み者の名前を伝えるものする。
- 4) 会計は町会の会計事務を行う。
- 5) 会計監査は会計事務の監査を行う。
- 6) 班長は次の任務を行う。
 - ア、班の代表として班員の意思を総括し、それらを会長、役員会または 三役会に伝えて審議決定し、決定事項を班員に伝える。
 - イ、行事、町会の諸 業務等の伝達事項を班員に伝える。
 - ウ、転入居者に町会会則類、町会活動並びに班内の約束事の啓蒙を 行う
 - エ、班への転入居、転出居を会長に届ける。
 - オ、その他、町会の円滑な運営に協力する。
 - カ、災害時10条4項の名簿を基に要支援者等の安否確認に努める。

7) 協力委員は町会行事運営の支援を行う。役員会の議決権はない。

(会議)

第11条 会議は次とする。

- 1) 定例役員会、臨時役員会、および三役会により行われる議事を会議とする
- 2) 原則として定例役員会は1ヶ月に1度、臨時役員会および三役会は、会長が必要と認めた場合に開催する。
- 3) 会議を開催した場合は議事録を作成し、3年間保管する。
- 4) 議事録は役員に配布し、班長が班員に回覧する。

(役員会)

第12条 役員会は概ね次により行う。

- 1) 役員会は役員を以って構成する。
- 2) 役員会は町会の最高議決機関とし、町会の諸事項を審議決定する。
- 3) 役員会は1/2以上の役員の出席によって成立し、出席役員の 過半数以上の同意を得て議決する。
- 4) 役員が出席不可能な場合は代理人を出席させることが出来る。
- 5) 会員が役員会に出席することを拒まない。ただし、議決権は有さない。

(三役会)

第13条 三役会は概ね次により行う。

- 1) 通常の会務処理の審議決定、承認を行うとともに重要事項の審議を行う。
- 2) 会則に定められていない事項、および急務事項について審議し 決定することが出来る。
- 3) 三役会で決定した事項は役員会に報告し、承認を得なければならない。

(町会員の全員投票)

- 第14条 役員会で町会全員の投票による議決が必要と認められた場合は 次により全会員の投票を行うことが出来る。
 - 1) 投票権は一戸一票とする。
 - 2) 議決は有効投票の過半数以上とする。
 - 3) 役員会は町会員による投票結果を尊重しなければならない。

(運 営)

第15条 町会の運営に要する費用は、会費、補助金をもつて充てる。

(会 費)

- 第16条 会費の徴収等は次により行う。
 - 1) 会員は一戸当たり月額500円の会費を納入する。
 - 2) 会費の徴収は5月、および11月とし、それぞれ半年分をまとめて班長が徴収する。

(監 査)

第17条 会計監査は6ヶ月ごとに会計事務を監査し、その内容を役員会に報告し、 承認を得なければならない。 (会計年度)

第18条 町会の会計年度は3月11日から翌年3月10日までとする。

(予算•決算)

- 第19条 予算および決算は次により行う。
 - 1 会長は年度の初めにすみやかに予算案を作成し、役員会の承認を得る。
 - 2 会計は会計年度終了に合わせて決算書を作成し会計監査終了後 役員会の承認を得る。

(補助金・寄付・祝金等)

第20条 町会の運営上必要と認められる場合は、青葉台二丁目町会運営規則、および 青葉台二丁目町会互助規約に則り、補助金の交付および寄付、祝金を贈り または、その他の支出を行うことが出来る。

(三役のリコール)

- 第21条 1)役員会において三役がその任務に不適格と決議した場合は、その役職を 解任することが出来る。
 - 2) 三役を解任した場合は、30日以内に新三役を役員会で選出しなければならない。

(役員の報酬)

第22条 役員には青葉台二丁目町会運営規則により報酬を支払うことが出来る。

(会則の改廃)

- 第23条 会則の改廃は次により行う。
 - 1) 制定および改廃は役員会において2/3以上の役員の出席によって審議し、2/3以上の同意による議決を必要とする。
 - 2) 役員会で会則の改廃を審議する場合は7日以前に全役員にその内容を 連絡しなければならない。
 - 3) 会則の改廃に関する請求は役員が行う。

(会則の補完)

- 第24条 次の規則、規約をもって会則を補完する。
 - 1) 青葉台二丁目町会運営規則
 - 2) 青葉台二丁目町会互助規約
 - 3) 青葉台二丁目町会自主防災規約
 - 4) 青葉台二丁目町会自主防犯規約

第25条 本会の設立年月日は昭和57年4月1日とする

[会則制定、改廃履歴]

| S.57. 04. 01 | 制定 |
|--------------|---------------------------------|
| H.01. 06 | 改定 |
| H.02. 09 | 改定 |
| H.07. 05.12 | 改定 |
| H.09. 09. 15 | 改定 |
| H.11. 04. 02 | 改定 |
| H.14. 01. 11 | 改定 |
| H.17. 01. 07 | 改定 |
| H.24. 03. 02 | 改定(班長の任務追記及び会費返却に応じるとした) |
| H 27. 12. 04 | 改定(協力委員に関する7条3、9条4、および10条6追記) |
| H.28. 12. 02 | 改訂(役員の任期9条の1)で副会長の任期限度を連続4期に延長) |
| H.30. 05. 11 | 改定(会の所在地を明記、会の設立年月日を追記) |
| R.01. 06. 09 | 改定(会計年度期間を3月11日から翌年3月10に変更) |
| R.02. 3. 6 | 改定(福祉担当の設置,職務の明記) |

以下余白